



みんなで教職員組合に加入して  
働くものの権利を守りましょう。  
働きやすい職場をつくりましょう。

## 大学当局、賃金引き下げ提案へ～役員会が決定～

9月末、法人役員会は賃金引き下げ提案を労働者側に行うことを決めました。「人件費の社会情勢への適合」を理由に人事院勧告に準拠した内容で、本給表の全体で4.8%の引き下げなど人事院勧告の基本的骨格に従っています。組合執行委員会は、人事院勧告そのものに抗議し、国家公務員労働者と連帯して待遇改善を求める内容の声明（裏面）を発表しました。広島大学における給与問題については、法人役員会側から組合への説明が早急に行われなくてはなりません。組合は、法人化後の労働条件は労使の協議で決定するべきもの、労働条件の引き下げではなく改善を求めて対応します。

## 財務分析勉強会（2回目）を開催しました。 平成18年度予算への意見を表明しました。

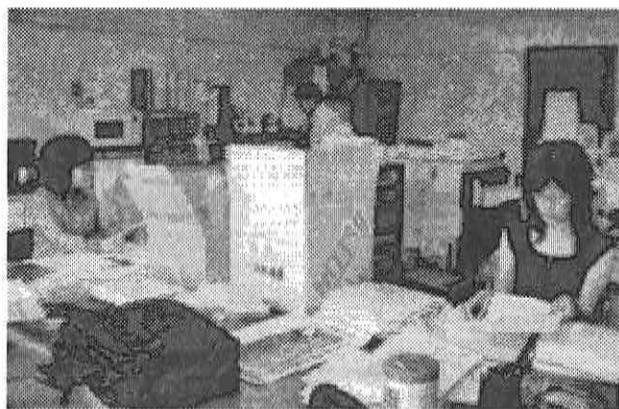
9/3（土）午後、本学の決算・予算を分析検討する勉強会開きました。（1）教育研究にどれほど経費が充當されているのか（2）部局や個人間で公平か（3）社会連携や産学連携などに投入されている経費と収入の対比（4）管理的経費の比重、の4点に焦点をあてて分析をすすめていくことになりました。また、平成18年度予算編成方針への意見を大学側に提出しました。

## 組合への相談が増えています。

陰湿な職場いじめなどハラスメント、雇用不安、組織運営でまともな意見が通らない、家族の心配などが寄せられています。支部などの組合役員を通じた相談、直接事務所を訪れる方もいれば、電話・メールでの相談も多くなっています。組合役員と組合職員、顧問らで相談者に親身に対応し、大学側に改善を求めるなど必要な措置を取っています。顧問弁護士との連携も強めています。組合が引き受けて解決策を講じるだけでなく、相談者の立場に立ち、相談者自身が元気を回復できるようサポートしています。

## 組合事務所の模様替えしました！

7月末の定期大会後から約2ヶ月かけ組合事務所の大規模な模様替えをしました。全体を事務作業スペースとして確保し、ビラ作成や書類の整理・仕分け、分厚い資料の閲覧がしやすくなりました。不要な書籍や備品も思い切って廃棄・整理。「書庫」として眠っていたスペースに、会議もできるテーブルを手作りでこしらえ、プライバシー性の高い空間が生まれました。明るく広くいっそう活動的になつた？組合事務所にぜひお立ち寄り下さい。（椅子はたくさんあります）



(お) 2005.9.30

賃金引き下げの人事院勧告に反対する、地方で働く国家公務員の待遇改善要求に連帯し  
国家公務員ならびに広島大学教職員の給与の引き上げ等、待遇改善を求める

2005年9月30日  
広島大学教職員組合執行委員会

- 一、人事院は8月15日、国家公務員給与に関する勧告と報告を行った。その主な内容は（1）平成17年度について、月例給を0.36%引き下げ、一時金を0.05月引き上げる勧告、および（2）平成18年度以降について、4.8%もの俸給切り下げ、地域給の導入、俸給表のフラット化・昇給号俸の細分化による勤務実績反映の給与制度等を柱とする「給与構造の見直し」である。
- 一、多くの国家公務員は、労働実態にかかわらず、予算の枠内での超過勤務手当しか受け取っていない。そして超過勤務手当分の予算枠は、ほとんど変動していない。そして、過去20年以上にわたって続けられてきた定員削減の結果、国家公務員一人当たりの実労働時間は大幅に伸び、「不払い労働」という形での、実質的な賃金切り下げが行われてきた。
- 一、今回の人事院勧告は、このようにすでに実質的な賃金引き下げ状況にある国家公務員の給与を、高級官僚が集住する首都圏の現状を維持する一方、地方で真面目に働く公務員をねらい打つ形でさらに引き下げようというものであり、とうてい許すことはできない。このような差別的な給与引き下げ勧告は、地方で働く公務員の士気を著しく低めるであろう。
- 一、広島大学は国立大学法人となり、賃金等の労働条件は人事院勧告ではなく労使による対等な交渉によって決定されることとなった。したがって、運営費交付金の配分額も人事院勧告には影響をうけない。しかしながら、一年半前まで同じ国家公務員であった、かつての同僚として、地方で働く国家公務員の給与の動向には無関心ではいられない。
- 一、さらに、先般明らかにされた広島大学教職員の賃金水準を見ると、事務・技術職員で国家公務員の同職種平均を16%パーセントも下回り、教員についても私立大学教員賃金に比べ相当に低い水準であり、広島大学教職員の賃金は増額・改善されるべき水準にある。
- 一、それゆえ、広島大学教職員組合は、地方で働く国家公務員の待遇改善要求に連帯し、国家公務員ならびに広島大学教職員の給与の引き上げ等、待遇改善を強く求めるものである。

以上